

令和 7 年度第 1 回横須賀市行政手続審議会

日 時 令和 7 年10月15日（水）

午前10時から

場 所 ヴェルクよこすか

第 1 講習室（2 階）

次 第

1 開 会

2 委員長の選出

3 委員長職務代理者の指名

4 議 題

（1）諮問

横須賀市行政手続条例の改正について

5 その他

（1）第 2 回横須賀市行政手続審議会の開催予定について

6 閉 会

横総総第94号

令和 7 年（2025年）10月15日

横須賀市行政手続審議会

委員長 出 口 裕 明 様

横須賀市長 上 地 克 明



横須賀市行政手続条例の改正について（諮問）

令和 5 年 6 月 16 日にデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、行政手続法の規定（聴聞の通知の方式等）が改正されたこと（令和 8 年 6 月 15 日までに施行）を踏まえ、横須賀市行政手続条例の規定を見直す必要性が生じました。

つきましては、横須賀市行政手続条例の改正素案を作成いたしましたので、これらの改正について、専門的かつ幅広い見地から御意見をいただきたく、横須賀市行政手続条例第 38 条第 1 項第 2 号の規定に基づき諮問いたします。

横須賀市行政手続条例の改正について

令和 7 年（2025 年）10 月 15 日

横 須 賀 市

○横須賀市行政手続条例の改正に当たって

令和5年6月16日にデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により、利便性の向上を図るため、特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることとされました。

この改正のなかで、行政手続法においても、処分の名宛人が所在不明の場合の聴聞の通知の方式を、インターネットにより閲覧をするとともに、書面を掲示板に掲示するか、又は事務所内に設置したパソコン画面での表示により閲覧する方法への改正がなされました。

そのため、本市の行政手続制度においても、行政手続法の改正に併せて、横須賀市行政手続条例の改正を行おうとするものです。

1 改正内容について

(1) 聴聞の通知の方式（第 14 条関係）

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞の通知方法について、次のように変更します。改正内容は、行政手続法の改正と同じです。

（現行）

- ・本市の事務所の掲示板に掲示する方法

（改正後）

- ・インターネット回線を通じて市のホームページで閲覧する方法

（規則で定める方法（※規則でインターネットによる閲覧方法を定めます。）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）とともに、

- ・①本市の事務所の掲示場に掲示する方法

又は

- ②事務所に設置したパソコン画面での表示により閲覧する方法（公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く方法）

(2) その他の改正について

聴聞の通知の方法を準用している手続や第 14 条を引用している条項についても、併せて改正します。（第 15 条、第 21 条及び第 28 条関係）

こちらも、改正内容は行政手続法の改正に合わせています。

2 施行期日について（附則関係）

施行期日は、令和8年7月1日とする。

行政手続法の一部を改正する法律の施行期日は、公布の日（令和5年6月16日）から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、この政令がまだ公布されていないため確定していませんが、仮の施行期日が令和8年6月15日です。改正行政手続条例については、その翌月に施行しようとするものです。

（参考） 横須賀市行政手続条例施行規則の改正について

条例の改正に併せて、当該規則の改正も行います。

条例第14条第4項で規定する「規則で定める方法」について、インターネット回線を通じて市のホームページ上で閲覧する方法であることとするものです。

行政手続法新旧対照表

新	旧
(聴聞の通知の方式) 第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一～四 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。	(聴聞の通知の方式) 第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 二 不利益処分の原因となる事実 三 聴聞の期日及び場所 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができ</u>

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。))を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

る。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(続行期日の指定)

第二十二條（略）

2（略）

- 3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第三十一条 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、同条第四項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「第三十条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第四項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第四項後段」と読み替えるものとする。

第二十二條 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

- 3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

地方税法施行規則新旧対照表

新	旧
(公示送達の方法) 第一条の八 <u>法第二十条の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、地方団体の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)</u>と公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(地方団体の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 <u>地方団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> 二 <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十一条の十において同じ。)を使用するもの</u> 2 (略)	(公示送達の方法) 第一条の八 外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知することができる。

横須賀市行政手続条例の改正について

令和 7 年（2025 年）10 月 15 日

横 須 賀 市

目 次

1	条例の改正の背景及び理由・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	改正条例案の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	【参考】横須賀市行政手続施行規則の改正	7
	【参考】行政手続法（抜粋）・・・・・・・・	8

1 条例の改正の背景及び理由

令和 5 年 6 月 16 日にデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）により、利便性の向上を図るため、特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることとされました。

この改正のなかで、行政手続法においても、処分の名宛人が所在不明の場合の聴聞の通知の方式を、インターネットにより閲覧をするとともに、書面を掲示板に掲示するか、又は事務所内に設置したパソコン画面での表示により閲覧する方法への改正がなされました。

そのため、本市の行政手続制度においても、行政手続法の改正に併せて、横須賀市行政手続条例の改正を行おうとするものです。

2 改正条例案の改正

(1) 聴聞の通知の方式 (第 14 条関係)

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞の通知方法について、次のように変更します。改正内容は、行政手続法の改正と同じです。

(現行)

- ・本市の事務所の掲示板に掲示する方法

(改正後)

- ・インターネット回線を通じて市のホームページで閲覧する方法

(規則で定める方法 (※規則でインターネットによる閲覧方法を定めます。) により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法) とともに、

- ・①本市の事務所の掲示場に掲示する方法

又は

- ②事務所に設置したパソコン画面での表示により閲覧する方法 (公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く方法)

(2) その他の改正について

聴聞の通知の方法を準用している手続や第 14 条を引用している条項についても、併せて改正します。(第 15 条、第 21 条及び第 28 条関係)

こちらも、改正内容は行政手続法の改正に合わせています。

○新旧対照表

改正（案）	現行
（聴聞の通知の方式） 第14条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1）～（4） （省略） 2 （省略） 3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>	（聴聞の通知の方式） 第14条 市長等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1）～（4） （省略） 2 （省略） 3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> （新設）
（代理人） 第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなさ	（代理人） 第15条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなさ

れる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 (2項以下略)	れる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 (2項以下略)
(続行期日の指定) 第21条 (省略) 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 3 第14条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」とそれぞれ読み替えるものとする。	(続行期日の指定) 第21条 (省略) 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)とそれぞれ読み替えるものとする。
(聴聞に関する手続の準用) 第28条 第14条第3項及び第4項並びに第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第27条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」とそれぞれ読み替えるものとする。	(聴聞に関する手続の準用) 第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」とそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 施行期日について（附則関係）

施行期日は、令和 8 年 7 月 1 日とする。

行政手続法の一部を改正する法律の施行期日は、公布の日（令和 5 年 6 月 16 日）から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日とされ、この政令がまだ公布されていないため確定していませんが、仮の施行期日が令和 8 年 6 月 15 日です。改正行政手続条例については、その翌月に施行しようとするものです。

3 今後のスケジュール

令和 7 年 10 月 横須賀市行政手続審議会へ諮問

12 月 パブリック・コメント手続実施に係る議会報告

令和 8 年 1 月 パブリック・コメント手続の実施

2 月 条例議案の上程

7 月 条例施行（予定）

【参考】横須賀市行政手続条例施行規則の改正について

条例の改正に併せて、当該規則の改正も行います。

条例第14条第4項で規定する「規則で定める方法」について、インターネット回線を通じて市のホームページ上で閲覧する方法であることとするものです。

○新旧対照表

改正（案）	現行
<u>（公示送達の方法）</u> <u>第2条 条例第14条第4項（条例第21条第3項及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第14条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> <u>（1） 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> <u>（2） インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u>	（新設）

【参照】行政手続法新旧対照表

新	旧
(聴聞の通知の方式) 第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一～四 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。	(聴聞の通知の方式) 第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 二 不利益処分の原因となる事実 三 聴聞の期日及び場所 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当</u>

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	<u>該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
(代理人) 第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略)	(代理人) 第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。
(続行期日の指定) 第二十二条 (略)	(続行期日の指定) 第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期

2 (略) 3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。	日を定めることができる。 2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。 3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>揭示を始めた日から二週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>揭示を始めた日から二週間を経過したとき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあっては、<u>揭示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。
(聴聞に関する手続の準用) 第三十一条 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、同条第四項中「<u>第一項第三号及び第四号</u>」とあるのは「<u>第三十条第三号</u>」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「<u>同条第四項後段</u>」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第四項後段」と読み替えるものとする。	(聴聞に関する手続の準用) 第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「<u>同項第三号及び第四号</u>」とあるのは「<u>同条第三号</u>」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「<u>同条第三項後段</u>」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

【参照】地方税法施行規則新旧対照表

新	旧
(公示送達の方法) 第一条の八 <u>法第二十条の二第二項に規定する総務省令で定める方法は、地方団体の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)</u>と公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(地方団体の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 <u>地方団体の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> 二 <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第三十一条の十において同じ。)を使用するもの</u> 2 (略)	(公示送達の方法) 第一条の八 外国においてすべき送達においては、地方団体の長は、公示送達があつたことを通知することができる。